

議案第 12 号

太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について

太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年 2月27日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

太宰府史跡水辺公園の使用料見直しに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕  
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例（平成4年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

区分	時間	市内者		市外者		備考
		使用料	30分超過料	使用料	30分超過料	
大人	1時間	250	120	500	240	
中・高校生	1時間	170	80	340	160	
小学生	1時間	120	60	240	120	
幼児		120		240		1回につき
占用使用	1時間	3,140	1,040	6,280	2,080	1コースにつき
アスレチックジム	1時間	100	50	200	100	
ロッカー		50		50		1回につき

別表第2の備考中7を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に、改正前の太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の規定に基づき許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。